

B 3 - 3 0

5 年 保 存 (常) (令和10年12月31日まで)

F N . B 3 - 5 - 0

鹿 人 少 第 5 0 号

令 和 5 年 3 月 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	少年サポート係	TEL	■■■■
----	---------	-----	------

大学生少年サポーター運用要綱の制定について（通達）

見出しのことについては、「大学生による少年警察ボランティアの運用要領について（通達）」（令和3年3月29日付け鹿人少第120号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）が施行されたことなどに伴い、別添の大学生少年サポーター運用要綱を見直したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和5年4月1日から施行し、旧通達は令和5年3月31日限り廃止する。

別添

大学生少年サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、大学生少年サポーターの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

大学生少年サポーターは、警察本部生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）、各警察署等と連携し、次の活動を行うものとする。

- (1) 少年相談、街頭補導、有害環境浄化等の活動
- (2) 非行防止キャンペーン、薬物乱用防止教室等の地域社会に対する各種非行防止啓発活動
- (3) その他少年の非行防止及び被害少年の継続的支援、保護活動全般に関する活動

3 委嘱等

(1) 委嘱

警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、公募により、次の要件に該当する者の中から適任者を選考し、大学生少年サポーターとして委嘱する。

ア 鹿児島県内の大学（大学院及び短期大学を含む。）に在籍していること。

イ 少年の非行問題・健全育成等に関心を持ち、熱意と行動力を有すること。

ウ 被害少年保護活動に対する理解と被害少年の心情を受け止めることができる幅広い人間性を有し、かつ、人格及び行動について模範的であること。

(2) 委嘱状及び身分証

(1)による大学生少年サポーターの委嘱は、委嘱状（別記第1号様式）及び大学生少年サポーターの証（別記第2号様式。以下「身分証」という。）を交付して行うものとする。

(3) 任期

大学生少年サポーターの任期は、委嘱日から約1年とし、再委嘱を妨げない。

(4) 研修

人身安全・少年課長は、大学生少年サポーターを委嘱するに当たって、活動に必要な知識、技能を習得させるため、研修を行うものとし、また、大学生ボランティアが活動中に知り得た秘密を漏らすことのないよう教養を徹底すること。

(5) 解嘱

人身安全・少年課長は、大学生少年サポーターが、次のいずれかに該当する場合は、任期中にかかわらず解嘱するものとし、解嘱したときは、身分証を返納させるものとする。

ア 3(1)のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

イ 退任の申し出があったとき。

4 役員

(1) 人身安全・少年課長は、大学生少年サポーターの中から会長1人、副会長2人を選任するものとする。

(2) 会長は、大学生少年サポーターを代表し、事務を統括する。

- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (4) 役員の任期は約1年とし、再任を妨げない。
- 5 運用上の留意事項
- (1) 大学生少年サポーターが活動する場合には、その身分を明らかにするため、身分証を携帯するものとする。
 - (2) 大学生少年サポーターは、その活動状況について、大学生少年サポーター活動日誌（別記第3号様式）を作成し、人身安全・少年課長へ報告するものとする。
 - (3) 大学生少年サポーターは、その活動を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意するものとする。
- 6 秘密の保持と個人情報の取扱い
- (1) 大学生少年サポーターは、活動上知り得た関係者の秘密を厳守するものとし、解嘱後も同様とする。
 - (2) 大学生少年サポーターが2の各号に掲げる各種活動に参加する際、少年、保護者等に係る個人情報については、共に活動する少年サポートセンターの職員が保護者の同意を得てから大学生少年サポーターに伝えること。ただし、個人情報が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は本人の同意を得てから伝えるものとする。
また、伝える情報も活動に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。
- 7 事故等の補償
- 人身安全・少年課長は、大学生少年サポーターの活動中における不測の事故等に備えて、ボランティア保険への加入手続を行うものとする。
- 8 謝金
- (1) 大学生少年サポーターとして活動した場合に支給する。
 - (2) 支給額は1日の活動について500円とする。
 - (3) 謝金の支給に関する事務手続は、人身安全・少年課において行うものとする。
 - (4) 人身安全・少年課長は、「大学生少年サポーター謝金支給内訳書（別記第4号様式）を作成し、謝金の支給状況について明らかにしておかなければならない。
- 9 表彰
- 大学生少年サポーターが、おおむね2年、積極的に活動に取り組んだと認めるときは、大学卒業時に表彰を行う（原則として、人身安全・少年課長感謝状を贈呈。ただし、活動の功績の内容によってはこの限りでない。）ものとする。
- 10 事務処理
- 大学生少年サポーターの運用に関する事務処理は、サポートセンターでこれを行う。

委 嘱 状

大 学

殿

あなたを少年の非行防
止と保護活動を支援する
大学生少年サポーターに
委嘱します

委嘱期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

鹿児島県警察本部
生活安全部人身安全・少年課長
警視

第2号様式 (3の(2)関係)

(表面)

第 号	
大学生少年サポーターの証	
写 真	氏 名
	(年 月 日生)
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、大学生少年サポーター であることを証する。
	年 月 日
鹿児島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課長	

5.5
センチメートル

8.5センチメートル

※ 写真については、縦3センチメートル横2.5センチメートルとする。

(裏面)

- 1 「大学生少年サポーター」として活動する際は、必ずこの証を携帯し、身分を証明する必要があるときはこの証を呈示すること。
- 2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 この証を盗まれ、紛失し、又は毀損したときは、直ちに、少年サポートセンター(099-252-7867)に届け出ること。
- 4 任期満了又は解嘱されたときは、速やかに、この証を返却すること。
- 5 有効期限が経過しているものは無効である。

年 月 日

氏名

大学生少年サポーター活動日誌

活動日時	年 月 日（ 曜日） 午 時 分頃 ～ 午 時 分頃までの間
活動場所	
活動大学生 少年サポーター	----- ----- ----- 計 名
活動内容	<input type="checkbox"/> 定例会（ ） <input type="checkbox"/> 有害環境浄化活動（ ） <input type="checkbox"/> 居場所づくり（ ） <input type="checkbox"/> 非行防止教室（ ） <input type="checkbox"/> 非行防止キャンペーン（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
感想	----- ----- -----
その他 (意見・要望等)	-----

大学生少年サポーター謝金支給内訳書

（ 年 月分）

番号	住所	氏名	活動回数	支給額	所得税	差引支給額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
合計							

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

人身安全・少年課長

印